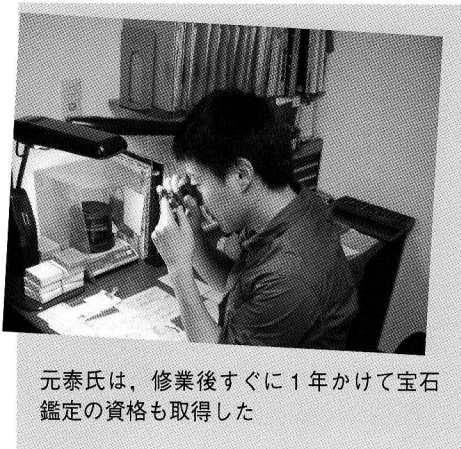


## 要件—伝統と地域と人のために

「僕がこの仕事をやるうえでいつも考えているのは、『伝統を守りたい』『お客さんのためになりたい』『地域に必要とされるお店にしたい』ということです。質屋は地方によって品物はもちろん、お客さんも違ってきます。都内の質屋では他県からのお客さんも多いのですが、うちでは地域密着でやってきました。親子二代で来てくれるお客さんもいます。値段が

付かない物を預かれば、損をすることもあります。それでも、『あのときは助かりました』と返済しに来てくれるお客さんがいるから、頑張っていけるんです。正直なところ、貸し付けでは、質草を預かれば預かるほど保管のために負担が生じ、5,000円以下の場合、採算が合わないため、扱わないところも少なくありません。でも、僕はそれを扱うのが質屋の仕事だと思っています」



元泰氏は、修業後すぐに1年かけて宝石鑑定資格も取得した

石鑑定の専門資格を取得。現在は、先代の父、政吉氏の手を借りながら店の全般を取り仕切っている。

## Feedback

### 貸金規制の受け皿に

今年6月、改正貸金業法の第4次施行が行われた。内容は、他社も併せて年収の3分の1以上の額の借り入れができないようにするもので、「総量規制」と呼ばれている。これにより、従来の利用者の約半数が借り入れ不能になったといわれている。消費者金融業者にとっては、今までの「無担保・高金利で多数の人に貸す」というビジネスモデルが行き詰まり、片や、すでに3分の1を超す借り手は、まず与信限度内まで返済しなければならなくなる。過剰貸付けの抑制というねらいが、借り手を高利のヤミ金や街金に走らせ、重大な事態を引き起こす可能性を指摘する声もある。金融庁の周知度も十分とはいえず、水面下で大きな影響が出ているのではないだろうか。

改正貸金業法は、2006年から段階的に施行されているが、この間、貸金業者の数は激減してきた。金融庁の『貸金業関係統計資料集』によると、過去ピークだった1986年には4万7,000の貸金業者が存在していたところ、2008年3月末時点には9,115業者まで激減。さらに2009年2月末時点の登録業者は6,477まで減っており、1年間でおよそ3分の1が倒産あるいは廃業したことになる。

一方、消費者金融の台頭から激減を余儀なくされ

てきた質屋の動向を精査すると、2007年まで三桁台で減少してきた許可数はここ2年、二桁台に留まる。逆に二桁台で増えてきた新規許可数はここ2年は三桁台で推移している。リサイクルショップ人気にあやかった買い取り中心の質屋が増えているとみられる。しかし、質屋本来の貸し付け業務も見直されてしかるべきではないだろうか。

「質屋本来の仕事は、驚くほど今の若い人には知られていません。質屋の場合、そもそも、質草がなければ借りられないので、多重債務になることはありません」

現在、元泰氏は千葉テレビ『土曜BangBang!』（毎週土曜日朝9:30～10:00）の「鑑定コーナー」で番組に持ち込まれた様々なものを鑑定し、査定している。

「質屋をもっと知ってほしいと思います。僕は、『自分が持っているものの価値で借りるんだから、銀行に預金しているお金を下ろすのと変わらないですよ』と言っています。お客さんが借りる一方ではないんです」

NHK朝の連続テレビ小説『ゲゲゲの女房』で登場した人情ある質屋の店主は決して過去の存在ではない。

江黒質店のホームページ <http://www.eguro78.com/>